

## 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平成25年7月17日 午前9時40分 開議

## 出席委員

|       |           |
|-------|-----------|
| 委 員 長 | 池 田 悦 子   |
| 委 員   | 小 田 伊 佐 浩 |
| 委 員   | 柳 瀬 ひ ろ み |
| 委 員   | 林 正 美     |
| 委 員   | 花 井 正 文   |

## 説明のための出席者

|              |         |
|--------------|---------|
| 教育部長         | 近 藤 薫 子 |
| 教育部次長        | 柴 谷 好 輝 |
| 教育部次長兼学校教育課長 | 白 井 博 司 |
| 教育部次長兼中央図書館長 | 内 藤 嘉 和 |
| 庶務課長         | 山 寄 博 充 |
| 学校教育課主幹      | 大 林 淳 司 |
| 生涯学習課長       | 前 田 清 彦 |
| スポーツ課長       | 中 村 幸 夫 |
| 学校給食課長       | 山 西 宣 好 |

## 教育長が指定した事務局職員

|     |           |
|-----|-----------|
| 主 事 | 木 和 田 聡 哉 |
|-----|-----------|

## 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 第21号議案 平成25年度教育委員会職員の人事異動について
- 第3 第22号議案 教職員の任用について
- 第4 第23号議案 豊川市教育委員会決裁規程の一部改正について
- 第5 第24号議案 豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 第6 第25号議案 豊川市教育委員会事務局職員職名規則の一部改正について
- 第7 第26号議案 豊川市教育委員会文書取扱規程の一部改正について
- 第8 第27号議案 豊川市教育委員会公印規則の一部改正について
- 第9 第28号議案 豊川市学校給食共同調理場条例施行規則の一部改正について
- 第10 その他報告 平成25年6月定例市議会における教育問題について

(午後9時40分 開会)

「池田委員長」 定刻を少し過ぎましたが、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、委員長において、柳瀬・花井 両委員を指名いたします。

「池田委員長」 続いて、日程第2、第21号議案「平成25年度教育委員会職員の人事異動について」を議題といたします。なお、本案は、職員の人事に関する案件ですので、議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 異議なしと認め、本案は非公開とします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

「近藤教育部長」 第21号議案「平成25年度教育委員会職員の人事異動について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため議事を非公開)

「池田委員長」 ただいまの案件について、ご質疑がありましたらお願いいたします。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 異議なしと認め、日程第2、第21号議案「平成25年度教育委員会職員の人事異動について」は、原案のとおり可決されました。

「池田委員長」 続いて、日程第3、第22号議案「教職員の任用について」を議題といたします。なお、本案も、職員の人事に関する案件ですので、議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 異議なしと認め、本案は非公開とします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

「白井教育部次長」 第22号議案「教職員の任用について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるための議事を非公開)

「池田委員長」 ただいまの案件について、ご質疑がありましたらお願いいたします。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 異議なしと認め、日程第2、第22号議案「教職員の任用について」は、原案のとおり可決されました。

「池田委員長」 次に日程第4、第23号議案「豊川市教育委員会決裁規程の一部改正について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「山西学校給食課長」 第23号議案「豊川市教育委員会決裁規程の一部改正について」ご説明させていただきますが、今回の第23号議案から第28号議案までは、南部学校給食センターの稼動に合わせて5月の教育委員会定例会においてご審議いただいた、「豊川市学校給食共同調理場条例の一部改正について」に関連して改正すべき規則等になります。

「豊川市教育委員会決裁規程」の一部改正については、資料の新旧対照表をご覧ください、第2条(7)について学校給食共同調理場という中部・豊川・一宮・御津の各共同調理場の定義について削除いたしました。

第2条(6)に学校給食センターとしての施設の定義がございまして、「豊川市学校給食センター」と「豊川市南部学校給食センター」が教育機関としての定義になります。

「池田委員長」 ただいまの案件について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

「小田委員」 新しい給食センターと現在の給食センターについて、課長さんが両施設の専決権をもっていると考えればよろしいですか。

「柴谷教育部次長」 専決については、新旧対照表の右側改正前には第6条で、人事関係・休暇承認を与えるのが場長でしたが、今回の改正ですべて課長専決に改正いたします。

「林委員」 そうなると、現場で問題が発生したとき、所長では判断できず、全て課長の支持を仰ぐということですか。

「山西学校給食課長」 先程の休暇承認については課長専決にいたしましたが、事の重大さにもよりますけれども、通常業務の中で起こりうる問題であれば、当然各センターの所長判断のもと指示、対応いたします。もちろん、こうした問題については課長にも報告されます。

「林委員」 わかりました。

「池田委員長」 ただいまの案件について、ご質疑がありましたらお願いいたします。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 異議なしと認め、日程第4、第23号議案「豊川市教育委員会決裁規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

「池田委員長」 次に日程第5 第24号議案「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「山西学校給食課長」 第24号議案「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」ご

説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください、中部・豊川・一宮・御津の給食共同調理場の廃止及び南部学校給食センターの設置に伴い、第2条では事務局の組織として学校給食共同調理場を削除し、第4条では、学校給食センターの場長を所長に改め、学校給食共同調理場 場長を削除いたしました。

また、別表2では学校給食センター及び南部学校給食センターの分掌事務について以前よりも明確に定めました。

以上でございます。

「池田委員長」 ただいまの案件について、ご質疑がありましたらお願いいたします。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 異議なしと認め、日程第5、第24号議案「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

「池田委員長」 次に日程第6 第25号議案「豊川市教育委員会事務局職員職名規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「山西学校給食課長」 第25号議案「豊川市教育委員会事務局職員職名規則の一部改正について」ご説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。新しい南部学校給食センターにおいてもその調理業務等を民間に委託することから、学校給食において正規職員の調理員は必要なくなります。そのため、職員の職名を定めたこの規則から調理員を削除するものです。以上でございます。

「小田委員」 調理員が委託化に伴っていなくなるんでしょうけれども、職名だけのことから残しておいてもいいのではないのでしょうか。

「近藤部長」 教育委員会の規則・訓令につきましては、基本的に市の部局の規則の対応方法に準じておりまして、必要のない職名については削除し、その後、必要になれば新しく加えていくことになっていますので、このような改正にさせていただきたいと思っております。

「池田委員長」 ただいまの案件について、ご質疑がありましたらお願いいたします。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 異議なしと認め、日程第6、第25号議案「豊川市教育委員会事務局職員職名規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

「池田委員長」 次に日程第7 第26号議案「豊川市教育委員会文書取扱規程の一部改正について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「山西学校給食課長」 第26号議案「豊川市教育委員会文書取扱規程の一部改正について」ご説明させていただきます。こちらは、公文書を作成する際の文書記号について定めた別表1について

て、学校給食共同調理場の部分を削除し、南部学校給食センターの文書記号「給南」を加えさせていただくものです。

「池田委員長」 ただいまの案件について、ご質疑がありましたらお願いいたします。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「池田委員長」 異議なしと認め、日程第7、第26号議案「豊川市教育委員会文書取扱規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

「池田委員長」 次に日程第8 第27号議案「豊川市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「山西学校給食課長」 第27号議案「豊川市教育委員会公印規則の一部改正について」ご説明させていただきます。

共同調理場の廃止に伴い、各共同調理場の公印についても廃止し、新たに南部学校給食センターの公印を定めるものです。

「池田委員長」 ただいまの案件について、ご質疑がありましたらお願いいたします。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「池田委員長」 異議なしと認め、日程第8、第27号議案「豊川市教育委員会公印規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

「池田委員長」 次に日程第9 第28号議案「豊川市学校給食共同調理場条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「山西学校給食課長」 第28号議案「豊川市学校給食共同調理場条例施行規則の一部改正について」ご説明させていただきます。すでに「豊川市学校給食共同調理場条例」については「豊川市学校給食センター条例」に改正しておりますので、合わせて規則の名称についても「豊川市学校給食共同調理場条例施行規則」から「豊川市給食センター条例施行規則」に改正するものです。

「池田委員長」 ただいまの案件について、ご質疑がありましたらお願いいたします。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「池田委員長」 異議なしと認め、日程第7、第26号議案「豊川市教育委員会文書取扱規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

「池田委員長」 次に日程第10 その他報告「平成25年6月定例市議会における教育問題について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「近藤部長」 その他報告「平成25年6月定例市議会における教育問題について」ご説明させて

いただきます。

6月定例市議会においての一般質問では、20名の議員さんから28件ほどの項目についてご質問がありました。特徴としては、福祉関係が5名、教育関係が6名と多い質問がありました。防災関係の質問が減っており、その代わり他の分野の質問がありました。時期的なものでB-1グランプリや市民病院跡地についてのご質問もございました。

教育委員会につきまして、佐藤議員からは海軍工廠跡地保存の推進について遺跡保存の視点から市の指定遺跡にしてはどうかということで、生涯学習課に関係するご質問をいただき、その保存方法として平和公園を整備することについて建設部に質問がございました。

教育委員会としては、文化庁が実施した調査と市が行った調査についてこれまでの経緯を報告したほか、指定にあたっては所有者の同意が必要なため海軍工廠跡地の場合、所有者の名古屋大学のキャンパス整備計画との整合性もあり、そちらのほうとも調整をしたうえでということになるため、遺跡指定については慎重に対応したいとお答えいたしました。建設部長からは、市長マニフェストに掲げられている跡地保存として、平和公園を整備することに対し用地の手当てや整備計画についての現状を説明しております。

太田議員からは、教育問題として小学校での英語教育活動と中学校での運動部の部活動について、いずれも現状と今後の考え方などいくつかご質問をいただきました。教育長から英語教育活動についてその必要性や現状と今後の方向性について、国際的な視野を養う意味からも英語教育は必要であり、指導者の力量向上やAETの増員についても国の動向を見ながら考えていきたいと答弁しました。また、中学校の運動部については、現在、外部指導者として、9校に11種目、24名の方に協力を受けており、熱心な指導に生徒の反応も良いことをお伝えし、外部指導者だけでなく地域で子どもを育てる動きにつなげたいとお答えしております。

柴田議員からは、食物アレルギーの対応について保育園と学校での現状と今後の取り組みについてご質問がありました。教育長からエビペン講習会などを開催したことや学校給食全体を通して食物アレルギーに対する理解と協力を求めていくとお答えしております。

波多野議員からは、武道の必修化に伴う現状についてご質問をいただきました。主に剣道、柔道、相撲の中から各中学校の判断により選択していること、授業としては基本を中心に礼法の習得についてもねらいとしていることをお答えしました。

倉橋議員からは、24年度末に行いました25年度から5年間の中央図書館業務委託についてご質問をいただいております。また、プロポーザルについて、応募から決定までの期間が短くないかとお尋ねがありましたが、特にプロポーザルによる入札についてスケジュール的な問題はないとお答えしております。加えて、現在の委託業務の終了する5年後の委託方法については、その時の状況により検討するとお答えしております。

早川議員からは、同じく図書館の業務について現状と今後の方向性について、図書館基本計画の進捗状況を踏まえてご質問をいただきました。また、公立学校教育における領土領海教育及び国旗国家の学習について現状と今後の方向性についてもご質問をいただきました。図書館業務については、蔵書の充実は順調に進んでいるものの利用者数が思うように増加していないので、開

館時間の延長や公民館での予約配送サービスの周知など各種サービスの充実に努めていきたいということと、小坂井と一宮の分館化を有効に活用したいとお答えしました。領土領海教育・国旗国家の学習については、教育長から学習指導要領に基づき適切に実施していると回答させていただいております。

一般質問答弁要旨に詳細がございますので、以上簡単に教育委員会への質問概要を説明させていただきました。

その後の状況といたしまして、海軍工廠跡地については、公園緑地課が中心となり生涯学習課・文化振興課など関係する部署の次長・課長レベルで打合せが重ねられております。

食物アレルギーの対応については、本年9月から南部学校給食センターが稼働することに合わせて、2箇所のセンターで卵除去食の調理を開始します。この試行を踏まえ来年度以降の実施が順調に行えるよう慎重に取り組んでいきたいと考えております。

図書館については、現在、小坂井・一宮の図書室を分館にする準備を進めておりまして、小坂井にあつては8月1日から、一宮にあつては9月1日から閉館をさせていただき、10月1日からの開館を目指してまいります。以上でございます。

「**池田委員長**」ただいまの報告について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

「**林委員**」教育委員会の答弁の方は非常によく理解できたんですが、質問の要旨について、この議員さんがどういう意図で質問をされたのかがよくわかりません。例えて言うと、小学校の英語教育についての質問ですが、小学校の英語教育をもっとやれという意味で質問されたのか、また、武道についてもっと充実させて欲しいという意味で質問されているのか、おわかりでしたらお教え願いたいと思います。

「**白井教育部次長**」太田議員の英語教育については、どんどん進めて欲しいという意味ではないかと思います。「学校の日」に子どもたちが英語を楽しそうに学んでいたところを見ていただいております。文科省の中央教育審議会の教育再生の中で英語を教科化する動きがあり、太田議員については、今は英語を聞くこと話すことを中心に英語教育を進めているが、教科となると筆記が加わってきてくるのではないかと懸念しており、現状のままだとよいのではないかと考えるようです。

波多野議員の場合、今までも武道の全面実施に向けて関心を持っておられた方なので、全面施行になって中学校での武道の状況を聞きたいという内容かと思っております。

「**小田委員**」平和公園の検討ですが、海軍工廠があれだけ被害を被っていて、本市に、同じように被害を被った他の自治体の方が来て、どれだけ過去の経験を伝えることができているのだろうかという個人的に思っていて、小学校高学年になると、総合学習の事業の中で、海軍工廠の被害を学ぶ機会が今はあるようですが、私が子どものころはそういうのはなくて、生涯学習の部分で、その歴史や海軍工廠の体験者の語り部的な活動ができるような公園というか記念館的なものがあってもいいのかなと思います。そういった方向の公園を造ってもらえると、よりこのまちの歴史が明らかになっていくのではないかと思います。

あと図書館について、ハードな面の質問が目立ちますが、マイブックプロジェクトについては、

案外いい事業だなと思います。開館時間を延ばすのも移動図書館をするのも必要と思いますが、本に興味を持ってもらう機会をつくるということで、本当に良い事業と思っております。

「柳瀬委員」 中学の部活動は、今の体制を維持していくのでしょうか。隣市では、部活動のクラブ化をして指導者をたててやっているところがありますが、豊川では部活動の中で部分的に外部指導者を入れてクラブ的な活動をやっているところもあるようですが、部活の場合、時間の制限があって運動部では5時で切り上げてしまい、練習ができずにクラブ化したところに勝てないので、クラブを立ち上げ外部コーチの指導で練習してきたという経緯もあります。豊川市では基本は部活動であって、クラブ化していく方向ではないですか。

「花井教育長」 隣市ではどちらかというと学校が撤退している。指導要領を改正する前は部活動を社会体育に変えていく考え方でした。先生方の勤務を軽くしていくように検討したが、当時の文部省も社会体育に移行できずにもう一度再度見直して、学校教育の中で部活動の目的や成果を考え、社会体育に移すよりも学校教育の中で部活動を行うほうが良いとの結論になってきました。

先生の中には勝つために何とか時間を作り出しているため、ある時間がくるとクラブに変えてしまった。目標が、段々勝つことだけに重きが置かれてきて、学校教育のウェイトが軽くなっているようです。隣市は、先生方も引いていく、大変な仕事だから社会体育にまかせる、クラブに任せるということなので、学校側が引いているイメージがある、豊川市では、学校側が教育の一環としてやる以上部活動をクラブ化する意思はないので、学校教育の与えられた時間の中で子どもたちを指導していけばよくて、社会体育にシフトすると勝つことが優先で指導していくことになるので気をつけていきたいと考えています。

「池田委員長」 この他にご意見はありませんか。それでは、本日の会議に付議されました案件はありませんので、これで本委員会を閉会いたします。

(午前10時30分 閉会)